

に改め名のれといひしかば、彼の者大に驚き歎き、某年々の年貢人より先にまわらせ、月々の公役、遂に怠る事なし、然るにかかる難儀を承ること不運なれ、某此所に久しく住て、代々備後と名乗ほどりには隠れなき者なり、今さら改め名のらん事叶ふべからず、たゞ殿の御受領を改めらるべきにて候と云ふ、忠利是を聞いて、年貢よく納め、公役怠たらず、神妙の至りなり、さらば汝は此所の備後にこそあれ、たゞ其儘に候へと許しけり、凡世のおろかなる人は、よしなき事に人を苦しめ、おのが威を立んとし、無益の事を務めて、有用の事を失ふ、此忠利は天性和かにして、愛深く、其智また少なからず、彼れ後必榮ゆべき者なり、と仰られしと云々之を見て、忠利が事推て知るべし。

〔東照宮御實紀附錄十六〕伊勢神官戸部太夫といふは、豊臣家先代より祈禱の事奉る御師なり、一とせの戦に秀頼が内意をうけて、兩御所を呪詛し奉るよし聞えて、伊勢の事奉る日向半兵衛正成、中野内藏允某、訊鞠せしに、まがふ所もなければ罪案を決して、駿府○徳川家康へ伺ひしに、そは奉行人の心得違なり、秀頼が運を開かむとて、丹誠をこらせしは、御師には似つかはしきことなり、早々獄屋を出し、没入せし器財も悉く返しつかはせと、仰付られしとぞ。

〔明良洪範十一〕加藤左馬助嘉明ハ、初メハ小身成シガ、後ニ會津四十萬石ヲ領シ、智勇仁德ノ良將也、故ニ土民ヨク伏スル也、慶長年中、南京ヨリ渡ル所ノ成化年製ノ焼物ノ器ヲ多ク買入タリ、其中十枚小皿アリ、是ハ世ニ云虫喰南京ト云物ニテ、藍色土目等得モ言レヌ出來也トテ、殊ニ秘藏シケルニ、或時客饗應ノ節、近習ノ士其小皿ヲ一つ取落シ破ル、其士大ニ恐レ、閉居セントスル由ヲ聞キ、早ク呼出シ、皿破ル辯何ゾ閉居スルニ及ンヤ、敢テ苦シカラズ、殘リノ皿ヲ取寄セ、悉ク打碎キテ、此皿九枚残リ有ル中ハ、一枚誰ガ龜相シテ破ツタリト、イツ迄モ汝ガ龜相ノ名ヲ残ス事、吾本意ニ非ズ、何程尊キ器物ナリトモ、家人ニハ替難シ、凡器物、草木、鳥類ナドヲ愛スル者ハ、其爲